

## 西予市規則第52号

西予市障害児通所給付費等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月4日

西予市長 管 家 一 夫

西予市障害児通所給付費等の支給に関する規則の一部を改正する規則

西予市障害児通所給付費等の支給に関する規則(令和7年西予市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第21条の5の4第3項」を「第21条の5の4第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。